

規制影響分析書要旨

規制の名称	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設	
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	近年、病原体の遺伝子解析技術等の飛躍的な進歩に伴い、感染症対策を立案するに当たって、病原体の遺伝子情報、薬剤耐性等の情報の収集・解析が必要不可欠となっています。このため、迅速な危機管理体制の構築が求められる感染症の患者等や検体の所有者等に対する採取の措置等を新たに法に位置付けることとします。	
	(根拠条文)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第16条の3、第26条の3、第26条の4、第44条の7
想定される代替案	対象感染症の検体等入手するにあたっては、提出の要請や勧告に当該感染症の患者等が応じない場合には、患者等に対して採取や収去の措置を行うほかなく、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できません。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	対象感染症の患者等については、都道府県知事による検体等の求めに応じない場合であっても、検体の採取のため、短時間ではありますが行動が制限されることとなります。	-
(行政費用)	都道府県知事(緊急の場合は厚生労働大臣)が検体の採取、搬送、検査等を実施するための費用が生じます。	-
(その他の社会的費用)	新たに発生する費用はないものと考えられます。	-
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(社会への便益)	国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症について、感染症の発生状況を正確に把握・確認するとともに、感染症の特徴に応じたまん延防止対策を迅速に講ずることが可能となります。	-
(医療従事者への便益)	感染者や死亡者を減らすことにより、医療従事者の負担が軽減されます。	-
患者への便益	本人の治療のために有益であり、本人の生命や健康の保護に資すると考えられます。	-
分析結果	対象感染症の患者等は、採取等の措置を実施されることとなります。しかしながら、対象感染症がまん延した場合に生じる感染者や経済的損失等の被害を考慮すると、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止のための規制を設けて対応することにより、被害を最小限のものとする事ができるため、最も適切な手段であると考えます。	
有識者の見解その他関連事項	平成26年6月25日に、厚生科学審議会感染症部会において、感染症対策の見直しについての提言(「感染症対策の見直しについて」)が取りまとめられました。その中で、知事による検体等の提出要請・採取措置等の創設について提言されています。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、法律の施行後5年を経過した場合の見直し規定を設けます。	
備考	-	